

医療機関に所属する救急救命士に関する委員会の体制確認に係る実施要領

1 目的

本要領は、長野県メディカルコントロール協議会が医療機関に勤務する救急救命士が救急救命処置を実施する場合にあらかじめ設置される救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会（以下「救急救命士に関する委員会」という。）の質を担保し、救急救命士の適切な救急救命処置のための指導・検証・研修体制等を備えていることを確認するために必要な事項を定める。

2 関係規程等の提出

救急救命士に関する委員会は、長野県メディカルコントロール協議会に救急救命士に関する委員会の設置届（様式第1号）及び以下の書類を提出する。

- (1) 救急救命士に関する委員会の目的、構成員、検討事項等について明確にした委員会規程
- (2) 救急救命士が実施する救急救命処置に関する規程
- (3) 救急救命士に対し救急救命処置の実施を指示する医師に関する規程
- (4) 救急救命処置の実施状況についての検証に関する規程（検証方法、検証回数、検証実施者等）
- (5) 院内研修の運用に関する規程

3 長野県メディカルコントロール協議会による受理

長野県メディカルコントロール協議会は、2の規定により提出された書類を受理する。

4 長野県メディカルコントロール協議会による意見

長野県メディカルコントロール協議会は、3の規定により受理した各種規程に関して意見を述べることがある。

5 変更の届出

救急救命士に関する委員会は、2（1）から（5）の規程を変更した場合は、長野県メディカルコントロール協議会に救急救命士に関する委員会の規程変更届（様式第2号）及び変更した規程を提出する。

6 廃止の届出

救急救命士に関する委員会を廃止した場合、救急救命士に関する委員会を設置していた医療機関は、長野県メディカルコントロール協議会に救急救命士に関する委員会の廃止届（様式第3号）を提出する。

7 特定行為の技能認定

2の規定により書類を提出した救急救命士に関する委員会は、当該委員会に属する救急救命士の特定行為の技能認定を長野県メディカルコントロール協議会に申請することができる。

附 則

この要領は、令和6年7月11日から施行する。